

## パンデミックのさなかにおける米国の職場での安全性

—米国労働安全衛生局(Occupational Safety and Health Administration (OSHA))は、新型コロナウイルスパンデミックに関するガイダンスを発行しました

トム ヴァン ウィンガーデン、ステファニー アンカジャヤ

- 雇用主は、死亡又は身体への深刻な被害をもたらす危険がない安全な職場を提供する義務があります。
- 雇用主には、危険を査定し、リスクを評価し、これらを管理する一般的な義務があります。
- 米国労働安全衛生局は、職場における4段階の従業員の接触リスクに応じて、特定の推奨事項と管理行為を提唱しています。

職場におけるパンデミックの取扱いに関するガイダンスを探している雇用主は、まず、連邦労働安全衛生局による2つの主な義務を確認すべきです。まず、第1に、労働安全衛生法(OSHA)の一般義務条項において、雇用主には、身体への深刻な危害や死をもたらす、又はそれらをもたらしやすいような危険のない職場を提供する義務があるとされています(29 U.S.C. § 654(a)(1))。また、第2に、労働安全衛生法の保護具(Personal Protective Equipment(PPE))基準においては、手袋、眼、顔面及び呼吸系の保護の提供が定められています(29 C.F.R. 1910 Subpart I for general industry)。米国労働安全衛生局承認プラン(OSHA-approved State Plans)を有する州においては、州独自の要件も確認すべきです。例えば、カリフォルニア州においては、雇用主が傷病予防計画(Injury and Illness Prevention Program)を策定することが求められており、さらに、保護具(PPE)や有害な接触の管理(Control of Harmful Exposures)に関する基準も、連邦とは異なる基準を設けています(詳細については[こちら](#)を御参照ください)。米国労働安全衛生局は、多数のガイダンスを提供しています。“Prevent Worker Exposure to Coronavirus (COVID-19)”([こちら](#))は、1枚もの通知で、次の全ての事項の実施を提唱しています。

- (1) 従業員の危険への潜在的な接触可能性を評価すること
- (2) 接触リスクを評価すること
- (3) 管理措置を選択し、実施し、確保すること(すなわち、適切な保護具、衛生管理や掃除用具の充填)

米国労働安全衛生局の“Guidance on Preparing Workplaces for COVID-19”([こちら](#)) (以下 OSHA ガイダンスといたします。)においては、従業員の接触リスクを減らすために雇用主が取りうる次の 6 つの基本的な手順が記載されています。

1. 伝染病準備及び対応計画の策定
2. 基本的な伝染予防措置実施の準備
3. (それが適切な場合には) 病者の迅速な特定及び隔離に関するポリシー及び手続の策定
4. 職場のフレキシビリティ及び保護を発展させ、実施し、伝達すること
5. 職場管理を実施すること
6. 既存の労働安全衛生法の基準に従うこと

OSHA ガイダンスは、従業員の接触リスクの程度に応じて、特定の推奨事項及び管理行為を提唱しています。その 4 つの接触リスクの程度は、「とても高い」、「高い」、「中程度」及び「低い」に分類されます。接触リスクが「とても高い」及び「高い」に分類される仕事には、ヘルスケアや研究分野の仕事が含まれています。接触リスクが「中程度」の仕事には、教育や小売分野などの一般公衆と至近距離又は高頻度の接触を要する仕事が含まれています。接触リスクが「低い」仕事は、一般公衆と 6 フィート以内の接触を要しない仕事です。多くの米国の従業員は、接触リスクの程度が「低い」又は「中程度」に分類されるでしょう(OSHA による[こちら](#)の文書も御参照ください。)

最後に、OSHA 新型コロナウイルスウェブサイト([こちら](#))は、危険認識(Hazard Recognition)、医療情報(Medical Information)並びに管理及び予防(Control and Prevention)について情報を提供しています。米国労働安全衛生局は、血液由来病原体(Bloodborne Pathogens)基準(29 C.F.R. 1910.1030)や OSHA form 300(傷病記録及び報告義務)(29 C.F.R. Part 1904)など、適用されるその他基準や要件に関する情報を提供しています。

詳細若しくは産業安全におけるパンデミックの持つ意味については、我々に御連絡ください。

弊所の危機管理チームは、世界規模の新型コロナウイルスの脅威を注視しており、サプライチェーン管理、保険法、サイバーセキュリティ、雇用法、会社法等に精通した弁護士と協働しながら、緊急かつ変化する状況においてクライアントへ重要なガイダンスを提供しております。急速に展開する本トピックに関する今後の情報については、弊所の[こちら](#)の特設ページを御覧ください。

本稿の原文(英文)につきましては、[Workplace Safety in the Midst of a Pandemic](#) を御参照ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**秋山真也**（日本語版監修）  
31 West 52nd Street  
New York, NY 10019  
+1.212.858.1204  
[shinya.akiyama@pillsburylaw.com](mailto:shinya.akiyama@pillsburylaw.com)

**荒井菜々子**（日本語版作成協力）

**Tom Van Wyngarden**  
725 South Figueroa Street, Suite 2800  
Los Angeles, CA 90017-5406  
+1.213.488.3615  
[tom.vanwyngarden@pillsburylaw.com](mailto:tom.vanwyngarden@pillsburylaw.com)

**Stephanie Angkadjaja**  
725 South Figueroa Street, Suite 2800  
Los Angeles, CA 90017-5406  
+1.213.488.3623  
[stephanie.angkadjaja@pillsburylaw.com](mailto:stephanie.angkadjaja@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**  
[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.